

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公表番号】特表2019-509838(P2019-509838A)

【公表日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-014

【出願番号】特願2018-550546(P2018-550546)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/055 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/055 3 7 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遠隔医療撮像システム管理装置であつて、

撮像プロトコルに従つて医用撮像データを取得するように構成される複数の医用撮像システムと、

-データリンクを介して前記複数の医用撮像システムに接続される中央ユニットと  
を有し、前記中央ユニットは撮像プロトコルを有するデータベースを有し、前記中央ユニットは、前記複数の医用撮像システムに撮像プロトコルを分配するように構成され、前記遠隔医療撮像システム管理装置は、前記撮像プロトコルの適合が、前記複数の医用撮像システムの前記位置において制限されるように構成される、遠隔医療撮像システム管理装置。

【請求項2】

前記分配される撮像プロトコルは、標準化される撮像プロトコルを使用して標準化され、前記複数の医療撮像システムに対して同様である、請求項1に記載の遠隔医療撮像システム管理装置。

【請求項3】

各々の前記複数の医用撮像システムの1つ又は複数の前記位置において現在の患者のための撮像プロトコルの適合を可能にするように構成され、前記遠隔医療撮像システム管理装置は、将来の患者の使用のための前記適合を保存することを禁止するように構成される、請求項1又は2に記載の遠隔医療撮像システム管理装置。

【請求項4】

1つ又は複数の前記医用撮像システムの位置において撮像プロトコルの適合を可能にし、前記適合される撮像プロトコルを前記撮像プロトコルの新たなバージョンとしてデータベースに保存するように構成される、請求項1又は2に記載の遠隔医療撮像システム管理装置。

【請求項5】

前記データベースは、ライセンスの使用が必要とされる撮像プロトコルの選択を有し、前記遠隔医療撮像システム管理装置は、前記ライセンスが利用可能な前記医用撮像システムへの撮像プロトコルの前記選択のみを分配するように構成される、請求項1乃至4の何れか一項に記載の遠隔医療撮像システム管理装置

**【請求項 6】**

前記遠隔医療撮像システム管理装置は、前記ライセンスが第2の医療撮像システムによって使用されていない場合、第1の医療撮像システムが前記ライセンスを使用することを可能にするように構成される、請求項5に記載の遠隔医療撮像システム管理装置。

**【請求項 7】**

患者の状態に関する情報を有するデータベースをさらに有し、前記遠隔医療撮像システム管理装置は、個々の患者の状態に基づいて、前記個々の患者の撮像プロトコルを自動的に選択するようにさらに構成される、請求項1乃至6の何れか一項に記載の遠隔医療撮像システム管理装置。